

小浜市地域防災計画の改定について

<小浜市地域防災計画とは>

災害対策基本法に基づき、小浜市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、防災に関する計画を作成したものの。

災害対策基本法	第34条	防災基本計画の作成と公表（国：中央防災会議）
	第40条	都道府県地域防災計画 ・国の防災基本計画に基づいた作成、変更等
	第42条	市町村地域防災計画 ・国の防災基本計画、都道府県地域防災計画に基づいた作成、変更等

<直近の国、県、市の防災計画の改定と法改正、主な災害の発生について>

国防災基本計画	県地域防災計画	市地域防災計画	法改正、主な災害等
令和4年6月改定 ・盛土による災害の防止に向けた対応 ・安否不明者の氏名等公表	令和4年6月改定 ・防災ネットを活用した効率的な避難所運営 ・タイムライン防災の実施 ・令和3年1月大雪を踏まえた反映	令和4年6月改定	令和4年8月 大雨 ・山形県、新潟県、南越前町等で記録的な大雨による被害発生
令和5年5月改定 ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み整備 ・被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用	令和5年5月改定 ・令和4年8月大雨を踏まえた反映 ・危険な盛土に対する是正指導 ・安否不明者の氏名等の公表		
令和6年6月改定 ・令和6年能登半島地震を踏まえた修正 ・避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	令和6年6月改定 ・令和6年能登半島地震を踏まえた反映 ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み整備	防災会議(R7.3) パブリックコメント(R7.4) 議会報告(R7.6)	令和6年1月 能登半島地震 ・石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震発生 ・石川県能登に対して津波警報、山形県から福井県および兵庫県北部に対して津波警報が発表 ・小浜市では、震度4を観測し、津波警報が発表
		令和7年6月改定(予定)	

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた改定内容

※改定内容の赤字箇所は小浜市独自のもの

No.	改定の内容	本編改定箇所	新旧対照表
1	<p>初動対応の見直し</p> <p>①津波発生時における職員の自主参集体制および長期休暇時における体制を整備</p> <p>②大津波警報・津波警報・津波注意報の発表時におけるJアラートによる市民への避難の呼びかけを、市からの避難指示発令とみなすことができる (※当該資料3ページに詳細説明あり)</p>	<p>①【地震】 3章1節「応急活動体制計画」</p> <p>②【地震】 3章6節「地震・津波に関する情報等収集伝達計画」</p>	<p>①【地震】 P17、18</p> <p>②【地震】 P23</p>
2	<p>津波発生時における避難行動の市民への周知</p> <p>①津波からの避難にあたっては徒歩を原則とするだけでなく、特定の緊急避難場所等へ避難者が集中することによる混雑回避のために可能な範囲で分散避難に努める</p> <p>②津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、市民に対しわかりやすく発信する</p>	<p>①【地震】 2章1節「防災知識普及計画」</p> <p>②【地震】 3章6節「地震・津波に関する情報等収集伝達計画」</p>	<p>①【地震】 P4</p> <p>②【地震】 P23</p>
3	<p>指定避難所等における設備、運営体制、生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設当初からの断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるように、地区単位で分散配備をする等の体制整備に努める 避難生活の環境を良好に保つため、避難所開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める 避難所の生活に必要な水の確保に努める 指定避難所等において衛生通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できる体制構築に努める 	<p>【一般】 2章4節「避難対策計画」</p> <p>【地震】 2章4節「避難対策計画」</p>	<p>【一般】 P6、7</p> <p>【地震】 P6、7</p>

●参考資料 津波警報等の発表時における避難指示の発令について

【津波警報等発表から避難指示発令までの流れ】

	これまでの運用方法	今後の運用方法
市から住民への避難指示の伝達	<p>① Jアラート[※1]受信機（市庁舎）が、気象庁からの津波警報等の発表を受信し、防災行政無線が<u>自動で起動</u></p> <p>②津波警報等の発表を防災行政無線等（<u>Jアラートの自動音声[※2]</u>）により住民に伝達</p> <p>③市（災害対策本部等）による避難指示の発令判断</p> <p>④住民への避難指示の伝達（対象地区など）</p> <p>⑤住民への補足情報の伝達（避難所開設状況など）</p>	<p>① Jアラート[※1]受信機（市庁舎）が、気象庁からの津波警報等の発表を受信し、防災行政無線が<u>自動で起動</u></p> <p>②津波警報等の発表を防災行政無線等（<u>Jアラートの自動音声[※2]</u>）により住民に伝達 ⇒<u>Jアラートの自動音声による住民への呼びかけを避難指示発令とみなす</u></p> <p>③住民への補足情報の伝達（対象地区や避難所開設状況など）</p>

※1 Jアラートとは・・・全国瞬時警報システムのことで、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのこと

※2 Jアラートの自動音声とは・・・Jアラートにより防災行政無線が自動で起動した際に、屋外スピーカーや各家庭等の戸別受信機から自動で流れる音声のこと（例：津波警報発表時は「サイレン」＋「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください」を3回繰り返し）

No.	改定の内容	本編改定箇所	新旧対照表
4	地域における防災訓練の推進 ・ 自主防災組織等が実施する防災訓練に対し助成を行う ・ 区単位のみならず地区単位での訓練実施も推進する	【一般】 2章3節「自主防災組織等整備計画」 【地震】 2章3節「自主防災組織等整備計画」	【一般】 P6 【地震】 P5
5	職員受援体制の整備 他自治体からの応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、ホテルや旅館、車両等を設置できる空き地など、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設の確保に配慮する	【一般】 2章6節 「広域的相互応援体制整備計画」 【地震】 2章6節 「広域的相互応援体制整備計画」	【一般】 P9 【地震】 P9

(2) その他の改定内容

No.	改定の内容	本編改定箇所	新旧対照表
6	防災関係機関の追加 防災関係機関のうち、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者に福井県獣医師会等を追加	【一般】 1章3節「防災関係機関の事務または業務の大綱」 【地震】 1章3節「防災関係機関の事務または業務の大綱」	【一般】 P4、5 【地震】 P3、4
7	危険な盛土に対する是正指導の実施 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導を行う	【一般】 2章11節「市街地防災化計画」	【一般】 P14

- 参考資料 基準水位等の見直しについて（一部引用：令和5年度福井県水防計画改定の概要資料）
※今回、小浜市水防計画改定にも反映させる

近年の水位データを踏まえた基準水位設定

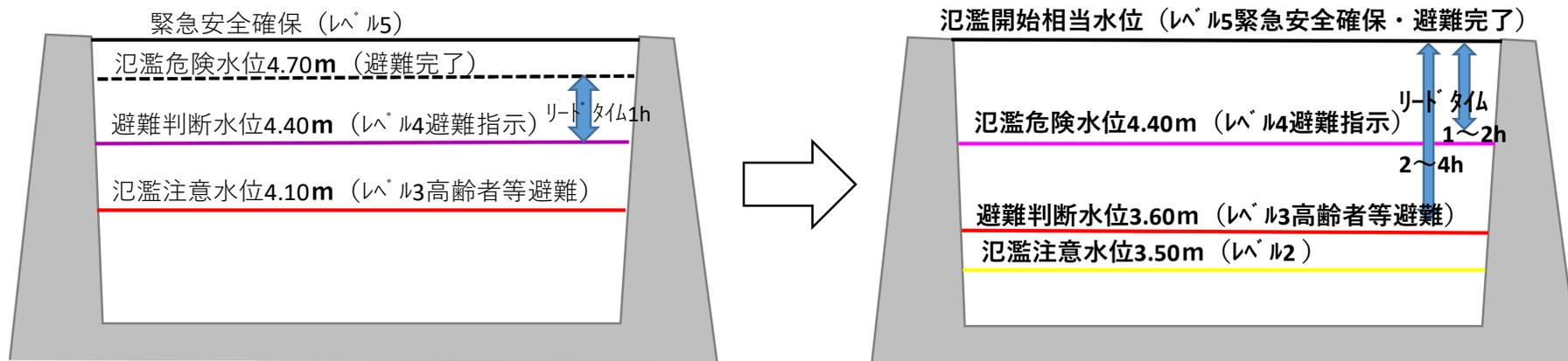
概要 令和5年6月1日から運用（小浜市の対象河川は遠敷川、南川）

福井県が市町と協議し、避難指示だけでなく、高齢者等避難も考慮したリードタイムに応じた基準水位を設定

変更点

- ・近年の水位変動データを基に、河川の堤防高に到達するまでの所要時間を河川ごとに算出し、実際の水位上昇を考慮した基準水位に見直し
- ・避難情報（高齢者等避難・避難指示）発令から、避難が完了するまでの時間に応じて基準水位を設定

【（例）南川（洪水予報河川）の基準】



リードタイムとは…
指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間

基準水位とは…
市町の高齢者等避難や避難指示の発令の目安となる水位

No.	改定の内容	本編改定箇所	新旧対照表
1	安定ヨウ素剤の事前配布体制の整備 安定ヨウ素剤を対象住民へ事前配布するにあたり、従来の説明会による配布に加え、協力薬局における配布を実施	2章7節「原子力災害医療体制の整備」	P11

安定ヨウ素剤とは	<p>放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果がある医療用の医薬品のこと。</p> <p>安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、甲状腺に安定ヨウ素を満たしておくことで、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれるのを抑え、甲状腺の内部被ばくを予防・低減する効果がある。</p>	
事前配布対象者	<p>①原子力発電所から概ね半径5 k m圏内（PAZ）居住者（泊、堅海区住民）</p> <p>②原子力発電所から概ね半径5～30 k m圏内（UPZ）居住者（①を除く市内全域）のうち、次のいずれかに該当し、配布を希望する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 12歳以下の方 イ 妊婦、授乳婦の方 ウ 障がいや病気等により、速やかに避難することが困難な方 エ 上記ア～ウの同居家族の方 <p>※福井県内におけるUPZ圏内居住者への事前配布は、令和4年度から開始し、対象は嶺南地域のみ</p>	<p style="text-align: center;">丸剤（3歳以上用） ゼリー剤（3歳未満用）</p>
受け取り方法	<p>事前配布申請書を市に提出後、（1）説明会 または、（2）協力薬局にて受け取り</p> <p><小浜市内の協力薬局> おおて薬局、オバマ薬局、共創未来 小浜駅前薬局、渋谷薬局、たんぽぽ薬局 小浜店、なゆた薬局 水取店、日本調剤 小浜薬局、フラワー薬局 小浜店、まつみ調剤薬局、山下薬局</p> <p>※福井県内における協力薬局での受け取りは、令和4年度から開始</p>	